

## 第12号議案

### 平成28年度京都府電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |            |                  |
|------------|------------------|
| (1) 供給電力量  | 42,527,464キロワット時 |
| (2) 供給電力料金 | 425,760,000円     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	電気事業収益		447,265千円
第1項	営業収益		426,253千円
第2項	財務収益		380千円
第3項	事業外収益		20,632千円
		支	出
第1款	電気事業費用		470,919千円
第1項	営業費用		455,009千円
第2項	財務費用		3,050千円
第3項	事業外費用		11,859千円

第 4 項 特 別 損 失 1千円

第 5 項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 150,302千円は、当年度分消費税資本的収支調整額 5,919千円及び過年度分損益勘定留保資金 144,383千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 1千円

第 1 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 150,303千円

第 1 項 建 設 改 良 費 79,937千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 69,366千円

第 3 項 予 備 費 1,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 109,800千円

平成28年2月17日提出

京都府知事 山 田 啓 二